

## 河川事業

### 再評価原案(案)

### 直轄河川改修事業

事業名 (箇所名)	十勝川直轄河川改修事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課	事業主体	北海道開発局				
実施箇所	北海道帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町				評価年度	令和4年度				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
主な事業の諸元	河道掘削、堤防整備、堤防保護対策									
事業期間	事業採択	令和5年度	完了	令和34年度						
総事業費 (億円)	約3,120		残事業費 (億円)	約3,120						
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月に連続した3つの台風の影響により、戦後最大規模の洪水が発生し、堤防決壊等の被害が発生した。</li> <li>平成22年9月に十勝川水系河川整備計画を策定(平成25年6月改訂)し、河道掘削や堤防整備等を進めているが、戦後最大規模の洪水を安全に流下させるための河道断面が不足している。また、急流河川である札内川及び音更川では、河岸の洗掘や侵食に伴い堤防が決壊し被害が生じることから、堤防の保護対策が必要である。</li> </ul> <p>主な洪水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和37年 8月洪水: 氾濫面積 40,768ha、被害家屋 3,793戸</li> <li>昭和47年 9月洪水: 氾濫面積 30,729ha、被害家屋 3,013戸</li> <li>昭和50年 5月洪水: 氾濫面積 2,698ha、被害家屋 186戸</li> <li>昭和56年 8月洪水: 氾濫面積 7,017ha、被害家屋 355戸</li> <li>昭和63年 11月洪水: 氾濫面積 366ha、被害家屋 279戸</li> <li>平成元年 6月洪水: 氾濫面積 3,940ha、被害家屋 34戸</li> <li>平成10年 9月洪水: 氾濫面積 1,907ha、被害家屋 286戸</li> <li>平成13年 9月洪水: 氾濫面積 298ha、被害家屋 11戸</li> <li>平成15年 8月洪水: 氾濫面積 369ha、被害家屋 51戸</li> <li>平成23年 9月洪水: 氾濫面積 37ha、被害家屋 2戸</li> <li>平成28年 8月洪水: 氾濫面積 1,412ha、被害家屋 248戸</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動後(2℃上昇時)においても平成22年9月策定(平成25年6月改訂)の河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できるよう、戦後最大規模である平成28年8月規模の洪水においても浸水被害等を防止することを目標に堤防の整備や河道掘削等を行い流下断面不足の解消を図る。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 1,388戸 年平均浸水軽減面積: 1,697ha									
事業全体の投資効率性	基準年度		令和5年度							
	B:総便益 (億円)	16,882	C:総費用(億円)	1,842	全体B/C	9.2	B-C	15,040	EIRR (%)	29.0
残事業の投資効率性	B:総便益 (億円)	16,882	C:総費用(億円)	1,842	継続B/C	9.2				
感度分析	事業全体のB/C		残事業のB/C							
	残事業費 (+10% ~ -10%)	8.3 ~ 10.2	8.3 ~ 10.2	8.3 ~ 10.2						
	残工期 (-10% ~ +10%)	9.2 ~ 9.2	9.2 ~ 9.2	9.2 ~ 9.2						
	資産 (-10% ~ +10%)	8.3 ~ 10.1	8.3 ~ 10.1	8.3 ~ 10.1						
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成22年9月(平成25年6月改訂)に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保でき、戦後最大規模である平成28年8月規模の洪水においても浸水被害を防止することができる見込みである。</li> <li>整備により、浸水家屋約34,500戸、氾濫面積約21,100haが解消される。</li> <li>十勝川で河川整備計画の対象規模相当の洪水が発生した場合、浸水区域内人口が約73,600人と想定されるが、事業実施により0人に軽減できる。</li> <li>同様に、避難率0%の場合の最大孤立者数が、事業実施により約55,700人から0人に軽減できる。</li> <li>同様に、電力の停止による影響人口が、事業実施により約45,900人から0人に軽減できる。</li> </ul>									
社会経済情勢等の変化	<p>&lt;災害発生時の影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体人口及び世帯数は、平成22年と比べほぼ横ばいであるが、65歳以上の人口比率は増加している。</li> <li>主要交通網である国道38号、国道236号、国道241号やJR根室本線のほか、食品加工工場等が立地しており、これらに浸水被害が生じた場合、十勝地方や道央一帯東間の輸送、観光、地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられる。</li> </ul> <p>&lt;地域の協力的体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域の関係者が一体となって事前防災対策に取り組むため、「十勝川流域治水協議会」を設置するとともに、対策の全体像を示す「十勝川流域治水プロジェクト」を策定し、各対策を推進している。</li> <li>「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として関係機関で構成される「十勝川減災対策協議会」を開催し、十勝川の現状と課題を共有するとともに、各機関が減災のために取り組む事項を検討し、各種取組を実施している。</li> <li>流域内市町村で構成される十勝川治水促進期成会は、十勝川の治水事業の推進を目的に組織され、毎年治水安全度の早期向上を要望している。</li> </ul> <p>&lt;関連事業との整合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行う拠点として、河川防災ステーションを水防管理者(帯広市)と一体となって整備しており、災害の防止及び被害の軽減に努めている。</li> </ul>									
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道掘削 十勝川、利別川及び下頃辺川において、河道断面が不足する区間の河道掘削を実施した。</li> <li>堤防整備 十勝川、札内川、音更川、利別川、浦幌十勝川及び自然別川において、必要な堤防断面が確保されていない区間の堤防の拡築、泥炭等の軟弱地盤が分布する区間において堤防の安定性を確保するための丘陵堤整備を実施した。</li> <li>堤防の保護対策 急流河川の札内川及び音更川において堤防の保護対策を実施した。</li> </ul>									
主な事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面の整備として、人口・資産が集中する帯広地区等市街地の治水安全度向上を図るため、十勝川及び利別川においては、流下能力解消のため、河道掘削及び堤防整備を実施する。</li> <li>急流河川である音更川及び札内川においては、洪水時の洗掘・侵食対策として堤防の保護対策を実施する。</li> <li>当面の整備以降は、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成22年9月(平成25年6月改訂)に策定した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できるよう、十勝川流域に被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成28年8月規模の洪水において浸水被害を防止することを目標に、河道掘削、堤防整備、被害軽減対策を実施する。</li> </ul>									
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p>&lt;コスト縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河道掘削で発生した泥炭土を農地で土壌改良材として利用、掘削残土の堤防盛土への流用により、建設副産物の発生を抑制し、コスト縮減を図っている。</li> </ul> <p>&lt;代替案立案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画(変更案)における河道整備について、複数の治水対策案を立案し、コストや社会的影響等を総合的に評価した結果、河道掘削+ダム再生案が有利と考える。</li> </ul>									
対応方針	継続									
対応方針理由	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されていることから、事業の継続を原案とする。									
その他	<p>(整備計画を変更する上での意見徴収)</p> <p>十勝川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。</p> <p>なお、本河川整備計画に基づく事業の実施等に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト縮減に努めること。</li> <li>2 流域治水の取組を推進し、道及び関係市町村等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。</li> <li>3 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全措置等を着実に実施すること。</li> <li>4 海域への流木流出による漁業操業への影響や海岸の良好な景観の保全に配慮するとともに、流域全体で流木発生量をできるだけ減少させること。</li> </ol>									

事業名 (箇所名)	後志利別川直轄河川改修事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	北海道開発局																																																																					
実施箇所	北海道せたな町、今金町					評価 年度	令和4年度																																																																					
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																																																																											
主な事業の諸元	河道掘削等																																																																											
事業期間	事業採択	令和5年度	完了	令和34年度																																																																								
総事業費 (億円)	約161		残事業費 (億円)	約161																																																																								
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和37年8月洪水により甚大な被害が発生しているほか、平成29年9月洪水では既往最大を更新する洪水が発生している。</li> <li>・気候変動後(2℃上昇時)の状況においても現行河川整備計画(平成19年6月策定)と同程度の治水安全度を確保することが必要である。</li> </ul> <p>&lt;主な洪水被害&gt;</p> <table border="1"> <tr><td>昭和37年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>5,078ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>1,896戸</td></tr> <tr><td>昭和50年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>1,563ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>133戸</td></tr> <tr><td>昭和60年 9月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>380ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>111戸</td></tr> <tr><td>平成 9年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>284ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>23戸</td></tr> <tr><td>平成10年 5月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>282ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>23戸</td></tr> <tr><td>平成11年7~8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>115ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>28戸</td></tr> <tr><td>平成22年 7月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>139ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>17戸</td></tr> <tr><td>平成23年 7月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>22ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>1戸</td></tr> <tr><td>平成24年 5月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>7ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>0戸</td></tr> <tr><td>平成29年 9月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>25ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>0戸</td></tr> <tr><td>令和 4年 8月洪水</td><td>: 氾濫面積</td><td>169ha</td><td>、</td><td>浸水家屋</td><td>58戸</td></tr> </table> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動後(2℃上昇時)の状況においても現行河川整備計画(平成19年6月策定)と同程度の治水安全度を確保することを目標に河道掘削等を行い流下断面不足の解消を図る。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>										昭和37年 8月洪水	: 氾濫面積	5,078ha	、	浸水家屋	1,896戸	昭和50年 8月洪水	: 氾濫面積	1,563ha	、	浸水家屋	133戸	昭和60年 9月洪水	: 氾濫面積	380ha	、	浸水家屋	111戸	平成 9年 8月洪水	: 氾濫面積	284ha	、	浸水家屋	23戸	平成10年 5月洪水	: 氾濫面積	282ha	、	浸水家屋	23戸	平成11年7~8月洪水	: 氾濫面積	115ha	、	浸水家屋	28戸	平成22年 7月洪水	: 氾濫面積	139ha	、	浸水家屋	17戸	平成23年 7月洪水	: 氾濫面積	22ha	、	浸水家屋	1戸	平成24年 5月洪水	: 氾濫面積	7ha	、	浸水家屋	0戸	平成29年 9月洪水	: 氾濫面積	25ha	、	浸水家屋	0戸	令和 4年 8月洪水	: 氾濫面積	169ha	、	浸水家屋	58戸
昭和37年 8月洪水	: 氾濫面積	5,078ha	、	浸水家屋	1,896戸																																																																							
昭和50年 8月洪水	: 氾濫面積	1,563ha	、	浸水家屋	133戸																																																																							
昭和60年 9月洪水	: 氾濫面積	380ha	、	浸水家屋	111戸																																																																							
平成 9年 8月洪水	: 氾濫面積	284ha	、	浸水家屋	23戸																																																																							
平成10年 5月洪水	: 氾濫面積	282ha	、	浸水家屋	23戸																																																																							
平成11年7~8月洪水	: 氾濫面積	115ha	、	浸水家屋	28戸																																																																							
平成22年 7月洪水	: 氾濫面積	139ha	、	浸水家屋	17戸																																																																							
平成23年 7月洪水	: 氾濫面積	22ha	、	浸水家屋	1戸																																																																							
平成24年 5月洪水	: 氾濫面積	7ha	、	浸水家屋	0戸																																																																							
平成29年 9月洪水	: 氾濫面積	25ha	、	浸水家屋	0戸																																																																							
令和 4年 8月洪水	: 氾濫面積	169ha	、	浸水家屋	58戸																																																																							
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:19戸 年平均浸水軽減面積:19ha																																																																											
事業全体の投資効率性	基準年度		令和4年度																																																																									
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)		231		C:総費用(億円)		101		全体B/C	2.3		B-C	130		EIRR(%)	10.4																																																												
感度分析	残事業費(+10% ~ -10%)		2.1 ~ 2.5		事業全体のB/C		2.1 ~ 2.5		残事業のB/C		2.3 ~ 2.3		2.1 ~ 2.5		2.1 ~ 2.5																																																													
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても現行河川整備計画(平成19年6月策定)と同程度の治水安全度を確保でき、洪水による浸水被害を防止することが出来る見込みである。</li> <li>・整備により、浸水家屋約1,780戸、氾濫面積約1,800haが、浸水家屋0戸、氾濫面積約20haに軽減できる。</li> <li>・同様に、避難率0%の最大孤立者数を約2,650人から0人に軽減できる。</li> <li>・同様に、電力の停止による影響人口を約2,450人から0人に軽減できる。</li> </ul>																																																																											
社会経済情勢等の変化	<p>&lt;災害発生時の影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域自治体及び想定氾濫区域内人口は、平成27年と比べ減少しているが、65歳以上の人口比率は増加している。</li> <li>・主要交通網である国道229号及び国道230号のほか、主要農作物である水稲及びジャガイモの耕作地があり、これらに浸水被害が発生した場合、渡島半島を縦横断する輸送や地域の経済活動に影響を及ぼすものと考えられる。</li> </ul> <p>&lt;地域の協働体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後志利別川流域内の2町からなる「後志利別川環境創造保全振興期会」から、治水事業の推進、防災体制の強化及び河川環境整備の促進について要望されている。</li> </ul> <p>&lt;関連事業との整合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の迅速な避難により被害軽減を図るため、関係自治体に対してハザードマップや流域タイムラインの作成支援など必要な情報を積極的に提供している。</li> <li>・気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進するため、「後志利別川流域治水協議会」を設置し、「流域治水」の推進を図っている。</li> </ul>																																																																											
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道掘削</li> <li>下流域の治水安全度向上を目的に、河道掘削を実施している。</li> <li>・危機管理型ハード対策</li> <li>越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き伸ばすことを目的に、堤防の天端保護を実施した。</li> </ul>																																																																											
主な事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の事業(概ね5年)として、社会的リスクの高い下流域の河道掘削を実施する。</li> <li>・当面の事業以降は、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても現行河川整備計画(平成19年6月策定)と同程度の治水安全度を確保するため、河道掘削等を実施する。</li> </ul>																																																																											
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p>&lt;コスト縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道掘削が発生する土砂を関係機関と連携・調整し、水害に強い農地作りに利用を促進し河道掘削の残土処理費用等の削減を図るほか、流域の水害リスク軽減に資する。</li> <li>・河道掘削が発生する土砂を防災関連施設整備や水防拠点整備に有効活用することで、地域防災力の向上のほか、残土処理費用等の削減を図る。</li> </ul> <p>&lt;代替案立案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案については、複数の治水対策案を立案し、河道掘削案が優位と考えている。</li> </ul>																																																																											
対応方針	継続																																																																											
対応方針理由	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため。																																																																											
その他	<p>(整備計画を変更する上での意見徴収)</p> <p>後志利別川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。</p> <p>なお、本河川整備計画に基づく事業の実施等に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト縮減に努めること。</li> <li>2 「流域治水」の取組を推進し、道及び関係市町村等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。</li> <li>3 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全措置等を着実に実施すること。</li> </ol>																																																																											

※費用対効果分析に係る項目は令和4年評価時点

事業名 (箇所名)	釧路川直轄河川改修事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課		事業主体	北海道開発局																							
実施箇所	北海道釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村					評価年度	令和4年度																							
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業																													
主な事業の諸元	河道掘削、堤防整備等																													
事業期間	事業採択	令和5年度	完了	令和34年度																										
総事業費 (億円)	約347		残事業費 (億円)	約347																										
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路川流域では、大正9年8月に既往最大規模の洪水が発生し、昭和35年3月に戦後最大規模の洪水が発生したほか、近年においても平成28年8月、平成30年3月、令和2年3月に洪水被害が発生している。</li> <li>・中上流部の一部区間で、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した河川整備計画での目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流すための施設整備が完了していない。</li> </ul> <p>洪水実績：</p> <table border="1"> <tr> <td>大正 9年 8月洪水：氾濫面積 17,100ha、</td> <td>浸水家屋 2,177戸</td> </tr> <tr> <td>昭和16年 9月洪水：氾濫面積 1,596ha、</td> <td>浸水家屋 1,659戸</td> </tr> <tr> <td>昭和22年 9月洪水：氾濫面積 7,261ha(全道)、</td> <td>浸水家屋 7,341戸(全道)</td> </tr> <tr> <td>昭和35年 3月洪水：氾濫面積 252ha、</td> <td>浸水家屋 2,204戸</td> </tr> <tr> <td>昭和54年10月洪水：氾濫面積 544.2ha、</td> <td>浸水家屋 734戸</td> </tr> <tr> <td>平成 4年 9月洪水：氾濫面積 58ha(釧路市)、</td> <td>浸水家屋 24戸</td> </tr> <tr> <td>平成15年 8月洪水：氾濫面積 138ha、</td> <td>浸水家屋 3戸</td> </tr> <tr> <td>平成28年 8月洪水：氾濫面積 0.4ha、</td> <td>浸水家屋 25戸</td> </tr> <tr> <td>平成30年 3月洪水：氾濫面積 21.4ha、</td> <td>浸水家屋 38戸</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 3月洪水：氾濫面積 119ha、</td> <td>浸水家屋 4戸</td> </tr> </table> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した河川整備計画での目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流下させることを目標に流下断面不足の解消等を図る。</li> <li>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</li> <li>・政策目標：水害等災害による被害の軽減</li> </ul>										大正 9年 8月洪水：氾濫面積 17,100ha、	浸水家屋 2,177戸	昭和16年 9月洪水：氾濫面積 1,596ha、	浸水家屋 1,659戸	昭和22年 9月洪水：氾濫面積 7,261ha(全道)、	浸水家屋 7,341戸(全道)	昭和35年 3月洪水：氾濫面積 252ha、	浸水家屋 2,204戸	昭和54年10月洪水：氾濫面積 544.2ha、	浸水家屋 734戸	平成 4年 9月洪水：氾濫面積 58ha(釧路市)、	浸水家屋 24戸	平成15年 8月洪水：氾濫面積 138ha、	浸水家屋 3戸	平成28年 8月洪水：氾濫面積 0.4ha、	浸水家屋 25戸	平成30年 3月洪水：氾濫面積 21.4ha、	浸水家屋 38戸	令和 2年 3月洪水：氾濫面積 119ha、	浸水家屋 4戸
大正 9年 8月洪水：氾濫面積 17,100ha、	浸水家屋 2,177戸																													
昭和16年 9月洪水：氾濫面積 1,596ha、	浸水家屋 1,659戸																													
昭和22年 9月洪水：氾濫面積 7,261ha(全道)、	浸水家屋 7,341戸(全道)																													
昭和35年 3月洪水：氾濫面積 252ha、	浸水家屋 2,204戸																													
昭和54年10月洪水：氾濫面積 544.2ha、	浸水家屋 734戸																													
平成 4年 9月洪水：氾濫面積 58ha(釧路市)、	浸水家屋 24戸																													
平成15年 8月洪水：氾濫面積 138ha、	浸水家屋 3戸																													
平成28年 8月洪水：氾濫面積 0.4ha、	浸水家屋 25戸																													
平成30年 3月洪水：氾濫面積 21.4ha、	浸水家屋 38戸																													
令和 2年 3月洪水：氾濫面積 119ha、	浸水家屋 4戸																													
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：143戸 年平均浸水軽減面積：160ha																													
事業全体の投資効率性	基準年度		令和4年度																											
	B:総便益(億円)	789	C:総費用(億円)	212	全体B/C	3.7	B/C(億円)	577	EIRR(%)	26.4																				
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	789	C:総費用(億円)	212	継続B/C	3.7																								
感度分析	事業全体のB/C		残事業のB/C		当面の段階的な整備(R5~R9)：B/C=6.4																									
	残事業費(+10% ~ -10%)	3.4 ~ 4.1	3.4 ~ 4.1	3.4 ~ 4.1																										
	残工期(-10% ~ +10%)	3.7 ~ 3.8	3.7 ~ 3.8	3.7 ~ 3.8																										
	資産(-10% ~ +10%)	3.4 ~ 4.1	3.4 ~ 4.1	3.4 ~ 4.1																										
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画における整備メニューの実施により、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した河川整備計画での目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流すことができる見込みである。</li> <li>・整備により、浸水家屋約2,550戸、浸水面積約2,300haを解消する。</li> <li>・釧路川で河川整備計画の対象規模相当の洪水が発生した場合、標茶町及び弟子屈町における浸水区域内人口が約2,840人と想定されるが、事業実施により0人に軽減できる。</li> <li>・同様に、避難率が40%の場合の最大孤立者数が、事業実施により約1,360人から0人に軽減できる。</li> <li>・同様に、電力の停止による影響人口が、事業実施により約1,860人から0人に軽減できる。</li> </ul>																													
社会経済情勢等の変化	<p>&lt;災害発生時の影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域自治体人口は平成27年と比べ減少傾向にあり、世帯数は横ばい、65歳以上の人口比率は増加している。</li> <li>・酪農が主要産業である釧路川流域の想定氾濫区域内には、生乳、乳製品などの主要工場があり、そのうち、釧路川中流域に位置する工場は、ほぼ毎日牛乳を国道391号を経由して釧路港へ運搬し、道外へ出荷している。このため釧路川からの氾濫により国道391号が寸断される場合は、非常に大きな社会・経済的な影響が発生する。</li> <li>・近年、平成28年8月に戦後4番目、平成30年3月に戦後2番目、令和2年3月に戦後3番目の規模となる洪水により、標茶町などでは避難指示の発令や内水氾濫による住宅等の浸水被害が繰り返し発生している。さらに、気候変動の影響により、釧路川流域の中上流部において水害リスクの増大が懸念されることから、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した釧路川水系河川整備計画の目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流下させることを目標に、河川改修事業を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;地域の協力体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域市町村を主体とした「釧路川治水促進期成会」は、毎年治水効果の早期向上を要望しており、特に平成28年8月北海道豪雨を踏まえた治水安全度の向上や環境に配慮した河川整備を要望している。</li> </ul> <p>&lt;関連事業との整合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、流域市町村等に対してハザードマップの策定支援を行うとともに、インターネット、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信等の活用により、雨量情報、水位情報、CCTVカメラによる基準水位観測所等の主要地点の画像情報、避難情報等を提供し、水防活動や避難誘導等への支援を図っている。</li> </ul>																													
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防整備 中流部の標茶地区の治水安全度向上を目的に、暫定堤防の完成化及び堤防の新設を実施した。</li> <li>・河道掘削 上流部の弟子屈地区の治水安全度向上を目的に、河道掘削を実施した。</li> <li>・地震・津波対策 津波の河川遡上による被害の軽減を目的に、河川管理施設の耐震化や樋門ゲートの自動化などを実施した。</li> <li>・危機管理型ハード対策(天端の保護) 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き伸ばすことを目的に、天端の保護を実施した。</li> </ul>																													
主な事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の事業として、社会的リスクの高い標茶地区、弟子屈地区を中心に、緩傾斜堤防の整備及び河道掘削を実施する。</li> <li>・当面の事業以降は、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成20年3月に策定した釧路川水系河川整備計画の目標と同程度の治水安全度を概ね確保できる流量を安全に流下させることを目標に、河道掘削、緩傾斜堤防の整備、被害軽減対策を実施する。</li> </ul>																													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p>&lt;コスト縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の伐採にあたり、公募伐採することによりコスト縮減を行っています。また、標茶地区の河道掘削で発生する土砂を緩傾斜堤防の整備や被害軽減対策に流用することでコスト縮減を図る。</li> </ul> <p>&lt;代替案立案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(変更案)における河道整備について、複数の治水対策案を立案し、コストや社会的影響等を総合的に評価した結果、河道掘削案が有利と考える。</li> </ul>																													
対応方針	継続																													
対応方針理由	・事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されているため。																													
その他	<p>(整備計画を変更する上での意見徴収)</p> <p>釧路川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更(案)については、異議はありません。なお、本河川整備計画に基づく事業の実施等に当たっては、次の事項に留意して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年度ごとの予算の設定に当たっては、道と十分に協議を行うとともに、事業の実施に当たっては、より一層のコスト縮減に努めること。</li> <li>2 「流域治水」の取組を推進し、道及び関係市町村等と調整を図りながら、早期の治水安全度向上に努めること。</li> <li>3 河川環境の保全に十分配慮し、河川整備計画で示されている環境保全措置等を着実に実施すること。</li> </ol>																													

※費用対効果分析に係る項目は令和4年度評価時点